

福岡県医第1074号(保)
平成16年 9月17日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



医療用具の保険適用について

標記の件につきまして、平成16年8月31日付保医発第0831001号厚生労働省保険局医療課長通知により、平成16年8月1日から新たに保険適用となった医療用具（「区分A2」、「区分B」および「区分C1」）が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「区分A2」、「区分B」および「区分C1」の定義につきましては下記のとおりです。

今回、「区分C1」として、暫定価格による保険償還の希望があった「トウルフィル デイタッチャブルコイル システム」が、「134 血管内手術用カテーテル」の「(11) 塞栓用コイル」の「①コイル」の「ウ 電気式デタッチャブル型」を類似機能区分として保険適用され、平成16年9月1日から同年12月31日までの間に行われた療養については保険償還価格として147,000円が適用されます。平成17年1月1日以降は、新たに設定される機能区分および保険償還価格が適用されることとなりますが、詳細については後日別途通知されます。

なお、「区分C1」の「トウルフィル デイタッチャブルコイル システム」につきましては、日本医師会雑誌9月15日号に掲載が予定されています。

記

A2： 当該医療用具を用いた技術が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月厚生省告示第54号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療用具の区分のいずれかに該当するもの。

B： 当該医療用具が、特定保険医療材料およびその材料価格（材料価格基準）（平成14年3月厚生労働省告示第98号）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。

C1： 当該医療用具を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定または見直しについて審議が必要なもの。

小郡三井医師会より

上記資料が参っております。（38ページ） 必要な方は当医師会事務局へご連絡ください。

担当理事 友清 明

